

専決処分した事件の報告について

令和二年十二月四日に判決があった境界確認等請求事件について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定に基づき、別紙のとおり訴えの提起（控訴）の専決処分をしたので、同条第二項の規定により報告する。

令和三年二月十七日

江戸川区長 齊藤 猛

別紙

一 事件概要

本件は、江戸川区が所有・管理する特別区道に隣接する土地を所有する宗教法人が、当該特別区道と当該隣接地との境界（以下「本件境界」という。）の確定を求めるとともに、宗教法人が主張する線と江戸川区が主張する線とに囲まれた部分の土地（以下「本件係争地」という。）の所有権を有することの確認を求めた事件である。

二 第一審の概要（東京地方裁判所令和元年ワ第一九一四三号）

（一） 提起年月日 令和元年七月十八日（区収受 令和元年七月二十四日）

（二） 判決言渡し 令和二年十二月四日

（三） 判決概要

ア 本件境界については、被告（江戸川区）が主張する線であることを確定する。

イ 本件係争地については、原告（宗教法人）の時効取得を認め、原告が所有権を有することを確認する。

ウ 訴訟費用は、これを二分し、その一を原告（宗教法人）の、その余を被告（江戸川区）の各負担とする。

三 控訴の内容

（一） 控訴年月日 令和二年十二月二十一日（専決処分日 令和二年十二月十六日）

（二） 当事者 控訴人 江戸川区（第一審被告）

被控訴人 宗教法人（第一審原告）

（三） 訴訟物の価額 百八十七万九千六百八十円

（四） 控訴の趣旨

ア 第一審判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。

イ アの部分につき、被控訴人の請求を棄却する。

ウ 訴訟費用は、第一審、第二審とも被控訴人の負担とする。

(五) 控訴理由 第一審判決のうち、原告（宗教法人）が本件係争地の所有権を有することを確認した部分が不服であり、

この点について高等裁判所の判断を仰ぐため。